

令和8年度 我孫子市立湖北台東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止及び早期発見のための基本施策

(1) いじめ防止基本施策

①心の教育の充実

ア 道徳を中心とした全教育活動を通して基本的人権を尊重する態度の育成に努める。

障害、人種、身体的特徴等による差別をしない心の育成に努める。

イ しつけの三原則「“はい”の返事」「挨拶の推進」「靴箱を揃える」を徹底し心の教育を推進する。

ウ 学校行事や児童会活動、総合的な学習、生活科、幼保小連携、小中交流等を通して人と交流する楽しさやうれしさを実感できる心の育成を図る。

②全職員での情報共有

ア 月に1回の生徒指導部会にて、各学年でおきた児童に関するトラブルの情報交換の時間を盛り込み全校での共通理解を図る。いじめに関するトラブルが出てきた場合には、いじめ（虐待）防止委員会を招集し解消に向けて全職員で取り組む。

③基礎的・基本的な学習内容の確かな定着

ア 地域の学習サポーター、スクールサポート教員を活用したきめ細かな学習活動を展開し、児童が学習に主体的に取り組むようにすることで満足した学校生活を送れるようにする。

イ 今まで行ってきた研修・研究をいじめ防止の観点から見直し、更なる充実を図る。

ウ 「もみじ交流」「幼保小交流」「小中交流」等の異年齢交流や、地域の方との交流を図ることで、他学年や他校の友達や地域の方々の気持ちを理解し、喜びや大切さに気づくよう

にする。

④教職員のスキルの向上

- ア 教職員全員がソーシャルスキルトレーニング等の研修を通して、その技法を学び、必要な時に実施できるようにする。
- イ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけ、他の児童によるいじめを助長することもあるので、十分注意するとともにお互いに気をつけるよう心掛ける。

⑤アンケートの実施

- ア 年間2回、児童にいじめアンケートを実施し、実態を把握するとともにその解消に努める。また必要に応じて保護者へのアンケートを実施する。
- イ WEBQ Uを実施することにより、担任の把握しきれない学級の児童の傾向や児童の内面を理解し分析した上で学級経営に生かす。

(2) 早期発見のための基本施策

①日常の観察と情報共有

- ア 全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童の変化を見逃さないようにする。また、観察で気になったことについては、学団職員、教務主任、教頭、校長まで報告が届くようにし、早期対応をはかる。全職員の共通理解が必要な場合は、週1回の打合せの活用をし、急を要すると判断される場合は職員会議もしくは緊急生徒指導部会（いじめ（虐待）防止委員会）を招集して対応する。

②学級経営の充実

- ア 学級での集団生活を通して、児童はいろいろなことを学び、経験して成長していく。その中で担任や他の児童と信頼関係を構築し、自分の居場所が確立されていれば学習にも生活にも安心して取り組み、心の成長にも大きく影響する。そのような中ではおのずからいじめは発生しないと考える。万が一いじめ問題が起きたとしても、初期の段階で担任に情報を得ることで、早期対策を打ち出すことで早期に解決へと導くことができると考える。
- イ チャイムによって生活することや、授業中の姿勢、返事、話を聞く姿勢等、学習規律を確立することにより、きちんとした生活習慣を培う。

③相談体制の充実

- ア いじめアンケート実施後には、全児童が担任と面談し、個別に話を聞く機会を設ける。担任にも友達にも相談しにくい内容や、児童自身の性格から相談しにくい場合は、専門的な立場から相談にのってくれる、心の教室相談員やスクールカウンセラー等、様々な相談できる場を設ける。
- イ 言葉に出して言うことが苦手な児童に対しては、相談箱を設置して相談できるようにする。

④家庭や地域、関係機関との連携

ア いじめが発覚するのは学校だけとは限らない。保護者が気づく場合や、地域住民や習い事で関わる大人等が気づく場合もある。その時にすぐ学校に情報提供されるよう、学校だよりや HP（ホームページ）等で学校から情報を発信するとともに、事後の経過について、情報共有をしていく。

イ 昇降口下駄箱付近に児童用の相談窓口の連絡先が書かれたポスター等を掲示し、学校に相談できない場合の対応に応えられるようにする。

3 いじめ問題に取り組むための組織

（１）生徒指導部会

定例で月１回、生徒指導主任が中心となって、気になる児童の確認をし、どんな対策を講じていくかなどを話し合う。

（２）いじめ（虐待）防止委員会

緊急の解決を必要とする問題が生じた時に、対応の方針を決め解決にあたる。構成メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・他関係する職員とする。

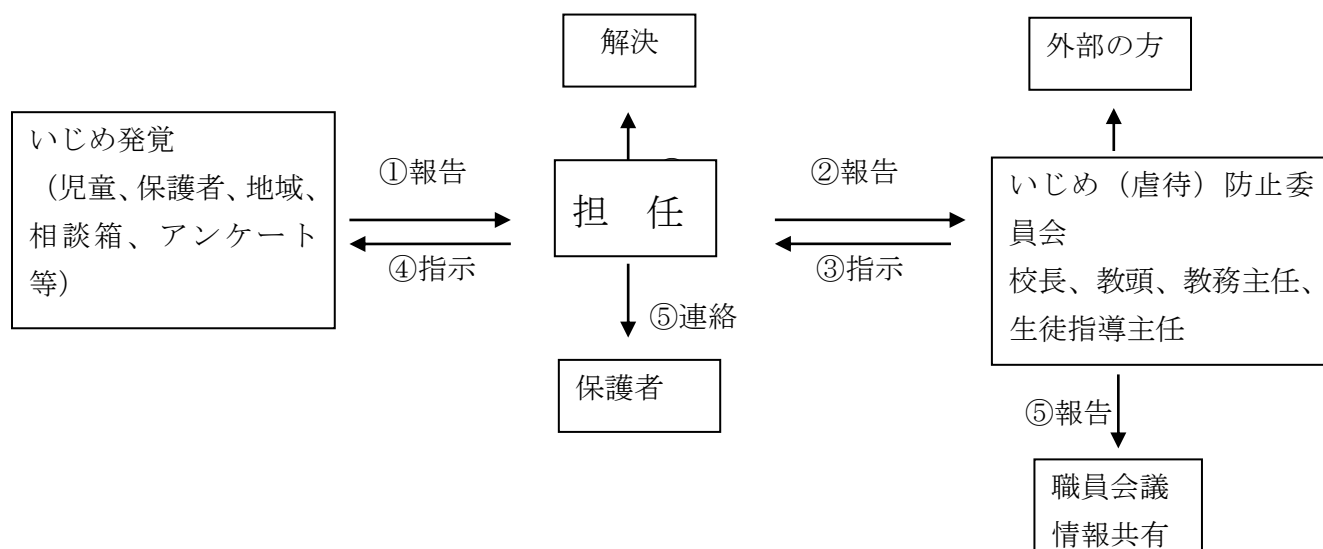
（３）職員会議

月目標についての取り組みの成果と反省をするとともに年間計画に基づいて来月の取り組みの周知を図ることを主とする。またその月の問題となった事例について共通理解し、全職員で児童を見守れるようにする。

（４）地域、関係機関

学校内だけで解決を図るのが困難と校長が判断した場合は、外部の方（教育相談センター、地区民生委員、児童委員、警察等）にも協力してもらい、解決を図る。

4 いじめ問題が生じた場合の対応



5 いじめ防止年間計画

	学校行事	アンケート 教育相談	特別活動	道徳教育	その他
4月	入学式		1年生を迎える会	いじめ防止に関する 内容項目 ・友情・信頼 ・相互理解、寛容 ・生命の尊さ ・公正、公平、社会正義 ・希望と勇気、克己、強い意志 これらを多面的・多角的に扱うことで、いじめを許さない心情や態度を育てる。	学習参観・懇談会 全国学力調査 SOS の出し方教育
5月	運動会	教育相談週間			
6月		WebQ-U アンケート いじめアンケート	もみじ交流 あいさつ運動		
7月	修学旅行		もみじ交流		幼保小交流 個人面談
8月					
9月	林間学校				
10月	市内音楽発表会 市内陸上大会		もみじ交流		幼保小交流 西小との交流（各学年） 町探検 平和リレー講座 授業参観
11月	メロディフェスティバル 東っ子まつり	WebQ-U アンケート いじめアンケート 教育相談週間	もみじ交流		キャリア教育講演会
12月	持久走記録会	学校生活アンケート			
1月			もみじ交流		いのち・こころ・からだの学習
2月	創立50周年記念式典	教育相談週間	もみじ交流 卒業を祝う会		学習参観・懇談会 小中一貫の日
3月	卒業式				

○毎月実施：職員会議、生徒指導部会

○年間通して、スクールライフノート・心の天気の入力結果による対応・教育相談

○年間通して、地域の学習サポーター（お助け隊）による学習サポート。